

日本計算工学会 学会賞候補者選考委員会規程

平成 14 年 3 月 18 日制定

平成 14 年 5 月 14 日改定

平成 19 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 7 月 24 日改定

平成 29 年 1 月 30 日改定

(総則)

第1条 表彰委員会規程第5条に定める学会賞候補者選考委員会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条 学会賞候補者選考委員会は、論文賞、技術賞、論文奨励賞、博士論文賞の受賞候補者を選考し、表彰委員会に推薦する。また、受賞者選考のための選考内規案を作成し、表彰委員会に提案する。

(構成)

第3条 学会賞候補者選考委員会は学界側副会長と下記部会の部会長から構成され学界側副会長が委員長を務める。

(部会)

第4条 論文賞および論文奨励賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会の下に論文部会を設置して行う。

第5条 技術賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会の下に技術・作品部会を設置して行う。

第6条 博士論文賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会の下に博士論文部会を設置して行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第8条 本規程は、平成 29 年 1 月 30 日から実施する。